森林経営管理制度・森林環境譲与税ニュース 「シューセキ!」 令和6年4月号

発行: 林野庁森林集積推進室



はじめに ~林野庁森林集積推進室長よりご挨拶~

新たな年度の始まりに当たって、一言ご挨拶申し上げます。

各都道府県・市町村をはじめ関係者の皆様には、森林の持続的な経営管理に向けた森林経営管理制度や境界明確化の推進、森林環境譲与税の活用等に、日々ご尽力頂いていることに、厚くお礼申し上げます。

さて、森林経営管理制度の導入から6年目となり、必要な市町村の8割で意向調査が実施されるなど、全国で積極的な取組を進めていただいています。今後は、意向調査を踏まえ、具体的な森林整備や地域の森林管理につなげていくことが期待されます。また、森林経営管理法については、附則において施行5年後を目途に見直しを検討することとされており、これまでの取組状況や課題等も踏まえて、より使いやすく効果的な制度となるよう、検討を進めてまいります。

森林環境譲与税については、今年度から、森林整備を一層進めるよう譲与基準が見直されるとともに、いよいよ森林環境税の課税が始まります。新たな負担をいただく国民・市民の皆様の理解を得るには、これまで以上に効果的な税の活用を進めるとともに、取組の成果をしっかり示していくことが不可欠です。

皆様におかれては、引き続き、本紙で最新の情報を収集し、また情報発信もして頂きながら、制度や税を積極的に活用して、地域の森林の集積・集約化や循環利用に取り組んで頂けるよう、よろしくお願い致します。また、年度替わりにより、ご担当が交代になった職場におかれては、本紙の購読についても適宜引き継いで頂ければ幸いです。当森林集積推進室も新たなメンバーが加わるなど新体制となりました。

引き続き、皆様とともに「森林シューセキ!」に取り組んで参りますので、よろしくお願い致します。

1. 林野庁等の動き(3月)

(1)譲与基準の見直し(地方税法等の一部改正)

3月28日に、国会において、「地方税法等の一部を改正する法律案」(総務省所管)が可決・成立しました。これにより、森林環境譲与税の譲与基準における私有林人工林面積の割合が5.5割、人口が2.5割となります。各自治体の皆様におかれては、森林の整備及びその促進に関する取組を一層進めていただき、その成果をしっかりと住民の皆様に広報いただきますよう、お願いします。

(2)全自治体における森林環境譲与税の使途公表 URL を整理・公表

各自治体における森林環境譲与税の使途は、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」 に基づき、インターネットの利用等により、公表しなければならないこととされています。

この度、林野庁では、各都道府県・市町村による令和4年度分の森林環境譲与税の使途を公表した URL の一覧を整理して、以下の林野庁 HP に掲載しました。

本一覧表では、47 都道府県、1,741 市町村の全てを対象に、各自治体の使途公表ページの URL を整理しています(一部、公表準備中の市町村があります)。(なお、同一覧表は、総務省 HP にも掲載されています。)

各自治体におかれては、本年度から森林環境税の課税が始まることも踏まえ、使途公表ページには、金額と事業名の表だけでなく、写真や図表、事例を盛り込むなど、取組内容や成果が十分に伝わるよう、工夫をお願いします。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/231018.html (林野庁 HP)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/04000067.html (総務省 HP)

(3) 森林環境譲与税に関する広報活動の展開

国民・住民の皆様から、新たな税の負担に対するご理解を頂くためには、森林環境税・森林環境譲与税の意義や成果を幅広く発信していくことが重要です。

このため、林野庁では、以下のような広報活動に取り組んでいます。各自治体におかれて も、森林環境税・森林環境譲与税に関する情報発信を積極的・効果的に行うようにお願いし ます。

林野庁から、森林環境譲与税に関するチラシやパネル(A1判ポスター4種)を提供することもできますので、春の植樹イベントのシーズンに、森林環境譲与税の広報活動を企画する場合には、お気軽にご相談願います。

①イベントにおけるチラシとパネルの設置

林野庁では、森林・林業関係の行事において、森林環境譲与税のチラシとパネルを活用した広報活動を展開しています。

3月には、「山の日 TOKYO 2024 プレイベント」(3/2、東京都奥多摩町、東京都が協力)、農林水産省「消費者の部屋」(3/18~22)において、森林環境譲与税のチラシを配布しました。

②林野庁 SNS での発信

林野庁 SNS で、森林環境譲与税を活用した各地の取組について、定期的に発信しています。 3月には、岐阜県高山市での、土砂災害や倒木等の発生の危険性が高く間伐等の森林整備 を行う必要のある森林における「重点区域森林整備事業」等の取組について紹介しました。

③林野庁広報誌での情報発信

林野庁九州森林管理局は、広報誌において、「国民一人一人が、森を支える。森林環境税」 と題して、林野庁による森林環境譲与税の取組成果の情報発信・広報等について掲載しました。

(4) 森林境界の明確化等の取組事例集を公表

この度、林野庁では、境界明確化(リモートセンシングデータの活用、境界明確化の成果 を活用した地籍調査、森林組合による地籍調査など)等に積極的に取り組む市町村や森林組 合、林業事業体の取組を紹介した事例集「森林境界の明確化・施業集約化取組事例集」を作 成しました。事例集は、以下の林野庁HPに掲載しております。

事例集では、山形県白鷹町や徳島森林づくり推進機構による森林整備地域活動支援対策や森林環境譲与税を活用した境界明確化や、滋賀県東近江市による地域住民と連携した境界明確化など、18 の事例について、リモートセンシングデータを活用した境界明確化の取組などを紹介しています。

各都道府県や市町村におかれては、境界明確化等の推進・普及に当たり、本事例集をご活 用願います。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/attach/pdf/index-89.pdf

(5) 研修・説明会への講師派遣

3月は、以下の研修に、林野庁森林集積推進室から講師を派遣しました。研修では、森林 経営管理制度と森林環境譲与税の概要や取組のポイント、所有者不明森林等の特例措置の活 用、森林境界の明確化等についての説明、質疑応答を行いました。

都道府県や市町村で、研修・説明会への講師派遣のご希望がある場合には、お気軽に森林 集積推進室までご相談願います。

19日:茨城県地域林政アドバイザー研修(2市町、民間など計6名が参加)

2. 各地の動き

(1) 長野県と北アルプス地域5市町村の地域連携により、「北アルプス森林林業基本計画 (圏域編)」を作成

令和6年2月に、長野県と北アルプス地域5市町村(大町市、池田町、松川村、白馬村、 小谷村)が連携して、森林環境譲与税を活用しながら、地域の森林経営管理制度を進めるこ とを目的として、「北アルプス森林林業基本計画(圏域編)」を作成しました。

同計画では、地域・各市町村の課題と取り組むべき基準を整理した上で、圏域での連携と して取り組む森林経営管理の基本方針や実行計画、その推進主体の役割を示しています。

また、同計画は、森林経営管理制度実施方針に反映することとしています。

https://www.city.omachi.nagano.jp/00010000/doc/00010200/kihonkeikaku.html (大町市HP)

(2) 狛江市と茅野市との連携協定に基づき、令和6年4月から森林環境譲与税を活用した 新たな事業を開始

東京都狛江市と長野県茅野市は、2月17日に、「2050年脱炭素社会の実現に関する連携協定」を締結しました(「シューセキ!」令和5年3月号を参照)。

本協定に基づき、狛江市と茅野市は、令和6年度から「間伐材を活用した婚姻・出産お祝い品贈呈事業」を新規に創設しました。

同事業は、間伐材の有効活用による森林保全及び脱炭素の推進、木材利用の促進と木材需要の創出及び相互の地域活力の創出、新生活を彩る結婚支援と健やかな成長を育む子育て支援を目的とし、狛江市と茅野市に婚姻届又は出生届を提出する方にお祝い品として木製品を贈呈することとしています。

https://www.city.chino.lg.jp/uploaded/attachment/32358.pdf

(3) 土佐町、本山町、高松市が「一般財団法人もりとみず基金」を立ち上げ

「四国の水がめ」と呼ばれる早明浦ダムの水源域に広がる森林の整備・保全を進めるため、高知県土佐町・本山町・香川県高松市の3市町で「一般財団もりとみず基金」を令和6年1月に設立しました。

吉野川の上流部にある早明浦ダムでは、貯水量の低下が不安視されており、同基金を活用 して上流域の森林整備を進め、ダムに流れ込む河川流量の安定化を目指すこととしていま す。

また、今後は森林環境譲与税の活用やJクレジットの発行も視野に入れ、活動していくとのことです。

同内容については、今年2月14日に発行された「林政ニュース」第718号で紹介されました。

https://www.j-fic.com/bd/isbn/9784889657180/

(4) 各地広報誌で森林環境税と森林環境譲与税について紹介

森林環境税・森林環境譲与税について、自治体広報誌を活用した情報発信の動きが広がっています。

福島県浪江町と和歌山県田辺市は、広報誌で、森林環境譲与税の使途等を周知しました。 図や写真のほか、地域の方々からのコメントも活用して、分かりやすく伝える工夫がされています。

・福島県浪江町:「広報なみえ」2月号

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19923.pdf

・和歌山県田辺市:「広報たなべ」3月号

https://www.city.tanabe.lg.jp/kouhou/tanabe-r05/files/kt202403p0409.pdf

3. 林野庁からのお知らせ

(1)情報誌「林野」3月号に森林経営管理制度に関する記事を掲載

林野庁の情報誌「林野」3月号に、森林経営管理制度に関する記事を掲載しました。

記事では、森林経営管理制度が開始してから5年を迎え、本制度を活用した森林整備の取組が全国で進んでいることを踏まえて、全国における森林経営管理制度の活用状況と、林野庁による本制度の活用促進の取組について説明しています。

また、令和5年度に開催した「シューセキ!事例報告会」や「地域林政アドバイザー連携促進研修」などについても紹介しています。

森林経営管理制度を担当される皆様には、是非、ご一読頂けるよう、お願いします。 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/kouhousitu/jouhoushi/attach/pdf/0603-4.pdf

(2)「現代林業」4月号に地域林政アドバイザーの記事が連載(第7回)

全国林業改良普及協会の雑誌「現代林業」4月号に、連載記事「地域林政アドバイザーが見た現場の課題」の第7回が掲載されました。

同記事では、岐阜県美濃市で地域林政アドバイザーを務める特定非営利活動法人杣の杜学舎の鈴木章氏が「『木材生産業としての林業』と『森林環境の保全』のバランスを」と題して、 ご自身の活動を紹介しています。

(3) 森林集積推進室のメンバー交代

4月の人事異動に伴い、森林集積推進室のメンバーが交代となりました。新たなメンバー と転出者、各メンバーの担当業務は、以下の通りです。

〇森林集積推進室の新メンバー(※◆は4月から転入)

課長補佐(森林集積企画班) 安田 幸治

環境保全専門官◆ 岩田 隆典 (民間出向より帰任)

課長補佐(森林集積促進班) 齊藤 政子 企画係長 武山 泰之

森林集積担当専門職 新井 槙 森林集積担当専門職 椿 祥治

企画係◆ 権藤 真稀(福岡県うきは市より)

課長補佐(森林利用指導班) 宮内 宏志

指導係長◆ 駒井 祐治 (農林水産省輸出・経済局より)

(森林利用指導班は、組織上は森林集積推進室ではありませんが、業務内容が密に関連しており、あわせて紹介します。)

〇転出者

促進係長中口憲一(経営課経営育成班へ)

指導係長
古賀 祥陽(中部森林管理局北信森林管理署へ)

〇担当業務

業務内容	担当者
森林経営管理制度関係	岩田、武山、新井、権藤
所有者不明森林関係	岩田、武山、新井、権藤
森林環境讓与税関係	齊藤、栁瀬、椿
超過課税関係	齊藤、栁瀬、椿
地域林政アドバイザー関係	齊藤、栁瀬、椿
連絡窓口(説明会・研修会等)	椿、新井
境界明確化関係	宮内、駒井

本誌への記事掲載をご希望される都道府県・市町村がございましたら、森林集積推進室までご相談願います。ご提供いただいた情報は、担当者とご相談の上、公開可能な情報のみ掲載することも可能です。

※アーカイブ(過去の配信分)は<u>こちら</u>

※シューセキ!定期配信のお申し込み

シューセキ!の定期配信をご希望される方は、所属・氏名・電話番号を明記の上、「定期配信を希望する」旨、下記のメールアドレスまでご連絡願います。

(連絡先)

林野庁森林利用課 森林集積推進室

(室長) 城

(森林経営管理制度) 安田、岩田、武山、新井、権

藤

(森林環境譲与税) 齊藤、柳瀬、椿

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL: 03-6744-2126

Mail: shinrin_keieikanri@maff.go.jp